

病床転換支援事業の財源構成の考え方

○ 後期高齢者医療制度における費用負担割合

以下の負担割合を基本としつつ、高齢者の保険料は含めないこととする。

(理由)

医療の面のみで見れば、高齢者の多い療養病床の削減は、高齢者にとって、保険料の低減になる一方で、給付の削減につながることから、そのための費用として高齢者の保険料は充てない。

公費 5割	国 4 (全体の1/3)	地方 : 2 (全体の1/6)
高齢者の保険料 1割	後期高齢者医療支援金（仮称）（若年者の保険料） 4割 (全体の2/5)	

※なお、地方の負担については、

- ①事業の実施主体が都道府県であること（市町村から都道府県への助成は一般的ではないこと）
- ②入院者は通常広域にわたることから、市町村が受ける医療費削減効果に応じた費用負担ルールを定めることが難しいこと
などから、都道府県のみにおいて行う。

○ 各費用負担主体の負担割合の考え方

高齢者保険料分を国、都道府県、保険者（被用者保険・国保）に割り振り、後期高齢者医療制度における負担割合にしたがって負担



$$\text{国:都道府県:保険者(被用者保険・国保)} = 1/3 : 1/6 : 2/5 = 10:5:12$$

療養病床の再編成に関する全体スケジュール

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療費適正化計画					第1期			第2期	
病床転換助成事業									
介護保険移行準備病棟									
診療報酬	改定		改定		改定		改定		改定 県別特例
介護保険事業支援計画		第3期			第4期			第5期	
地域介護・福祉空間整備等交付金(病床転換係るもの)									
経過型介護療養型医療施設									
介護報酬	改定			改定			改定		